

## 「定款」及び「電子記録移転権利の募集の取扱い等に関する規則」の一部改正について

2024年4月30日

一般社団法人 日本 STO 協会

### 1. 趣旨

2024年4月、いわゆる合同会社型 DAO の社員権として一定の要件を充たしたものについてトークンに表章する場合には、非トークンの合同会社等の社員権と同等の規制とするために、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」の一部改正が公布された。本協会では、同内閣府令の改正に伴い、「定款」及び「電子記録移転権利の募集の取扱い等に関する規則（以下「募集の取扱い等規則」という。）」についても所要の改正を行うこととする。

### 2. 骨子

「定款」及び「募集の取扱い等規則」において「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」第9条の2第1号を引用している箇所を改正する。（定款第3条第2号ロ、募集の取扱い等規則第3条第1項）

### 3. 施行の時期

この改正は、令和6年5月1日から施行する。

※ 本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上